

ASBJが改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等を公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成25年9月13日付で、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等を公表した。これは、平成25年1月11日付けで公表された公開草案に対するコメントが検討され、公開草案の修正が行われた上で公表されたものである。

1. 改正の概要

今回の改正は、平成20年12月に完了したステップ1に引き続き、既存の差異に関連するプロジェクト項目として検討が進められてきたステップ2に関するものであり、主に、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の企業結合に関する共同プロジェクト（フェーズ2）で取り上げられた論点を対象としている。具体的には、非支配株主持分の表示、子会社株式の追加取得等の会計処理、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正対象とされている（なお、のれんの償却、支配の喪失時に

おける残存投資の会計処理、全部のれん方式の採用等については、今回の改正の対象とされていない）。

2. 適用時期

非支配株主持分の表示に関しては、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用され、早期適用は認められていない。また、それ以外の改正については、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（暫定的な会計処理の確定の取扱いは平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合）から適用されるが、全ての取扱いを同時に適用することを条件に早期適用が認められている。

詳細については、ASBJのウェブページ（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/bc_revise_2012ed/）を参照いただきたい。

以上